

# 一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年8月1日～2026年7月31日

2. 内容

目標1： 2026年7月31日までに、工事の施行期日にゆとりを持ち、休日労働、時間外労働の削減を図ることにより、ワークライフバランスの向上と健康の増進に努める。

〈対策〉

- 2024年8月1日～ 休日労働、時間外労働の現状を把握
- 2024年8月1日～ 社内検討委員会での検討実施
- 2024年9月1日～ 休日労働、時間外労働の計画的削減の実施

目標2： 2026年7月31日までに、勤務間インターバルとして就業から始業までの休息時間を11時間以上とることにより、従業員の生活時間や睡眠時間の確保及びワークライフバランスの向上と健康の増進に努める。

〈対策〉

- 2024年8月1日～ 休日労働、時間外労働の現状を把握
- 2024年8月1日～ 社内検討委員会での検討実施
- 2024年9月1日～ 勤務間インターバル制度の実施

目標3： 2026年7月31日までに。育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付など諸制度の周知を徹底し、制度利用の促進に努める。

- 2024年9月1日～ 育児介護休業等に関する周知を図る。